

交付金の額及び交付方法認可申請書

第 号

平成 18 年 9 月 15 日

総務大臣

竹中 平蔵 殿

郵便番号	105 - 0003
	<small>とうきょうとみなとくにしんばしいっちょうめ</small>
住所	東京都港区西新橋一丁目 1 - 3 東京桜田ビル 4 F
	<small>しゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい</small>
名称及び代表者の氏名	社団法人電気通信事業者協会
	<small>かいちょう おのでら ただし</small>
	会長 小野寺 正

電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] \} \cdot En / Mn$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額

S は、支援機関事務費の額

n は、最終算定月

t は、各月（平成 19 年 1 月～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象

電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

P_{wt} は、 t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従い、原則として平成19年4月に修正し、7月から最終算定月までの算定対象電気通信番号に係る算定に適用する)

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= C_w - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \{C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]\} \cdot W_n / M_n$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額

S は、支援機関事務費の額

n は、最終算定月

t は、各月(平成19年1月~最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n 月(最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1~ F_t までの整数値をとる)

M_n は、 n 月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

P_{wt} は、 t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従い、原則として平成19年4月に修正し、7月から最終算定月までの算定対象電気通信番号に係る算定に適用する)

接続電気通信事業者等の負担金の額又は適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合の各月の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)第5条第2項の規定による(整数未満の端数は、四捨五入)。

端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に

整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

平成19年4月から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

平成19年4月から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= 各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= (負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の負担金の総額 - 最終算定月の2箇月後までに支援機関が徴収した負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

及び において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること

当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援機関事務経費用の口座に限定する。

振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）

預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。